

決議第2号 関厚市長に対する不信任決議について

標記について、鹿角市議会会議規則（平成4年鹿角市議会規則第1号）第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日提出

提出者	鹿角市議会議員	舘 花 一 仁
賛成者	鹿角市議会議員	田 村 富 男

提案理由

関厚市長が職員に行ったパワーハラスメント行為が第三者委員会で認定されたが、現在に至っても頑なに非を認めようとせず、第三者委員会そのものを非難する有様であり、さらには、議会が予算審議を放棄したとの理由で議会を解散した。

この姿勢からも、関市長の下では鹿角市は混乱するばかりで発展など期待できないものと判断せざるを得ないため。

関厚市長に対する不信任決議（案）

令和5年12月22日に関市長に対する辞職勧告決議案が可決され、令和7年1月30日には不信任決議案が可決された。その後、関市長はこの決議を受け入れず議会を解散し、現在に至っている。

関市長による職員へのパワーハラスメント行為について、事件の当事者でありながら第三者委員会を立ち上げ調査していくと発言し、第三者委員会の調査結果が自身にとって不利な内容と分かると、一転して第三者委員会の調査結果や調査委員会そのものを否定する発言をして、自身のパワーハラスメント行為を認めようとしなかった。

この第三者委員会でパワーハラスメントと認定されたことは、市民にとっても衝撃的な内容であった。12件もの事案が認定されたことで、職員との関係は修復できない事態となっている。自殺を促すような発言をしたと捉えられても仕方がないような発言をすることは、許されるものではない。

これらのことを踏まえれば、今後の市政を正常に運営していくことは難しいと言わざるを得ない。

不信任決議を受けて、関市長はパワーハラスメント事案を認めることもせず、あろうことか議会が予算審議を放棄したという理由で議会を解散した。解散以外にも選択肢があるにもかかわらず、自身の保身を優先し、批判の矛先を議会に向け、議会との対立を際立たせる手法は、混乱を広げるだけで許されるものではない。自身の一方的な主張を繰り返すだけでは市政は停滞するばかりである。

市長として自身の発言に責任を持ち、市政運営の先頭に立って方向性を指し示すことは、関市長にできるはずもない。

よって、本議会は、再度関厚市長を信任しない。

以上、決議する。

令和7年3月21日

鹿 角 市 議 会